

ぎふ長良川の鵜飼広告掲出募集要項

1 広告媒体・掲出広告について

【 広告媒体①：鵜匠による鵜飼説明台 】

規格	W1800mm×H400mm
数量	1台
掲出場所	土台部分（W500mm×H150mm：両面） <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>前面</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>裏面</p> </div> </div> <p>鵜飼開催期間中（5月11日～10月15日）、鵜飼休み（9月17日）、鵜飼の中止日及び御料鵜飼開催日（8日間）を除く毎日、鵜匠が観覧船乗船客を前に鵜飼の説明を行うための台（土台部分）に掲出する広告</p>
募集口数	1口
デザイン	原則自由（岐阜市広告掲載基準に抵触しないデザインとする。）
掲出料	1口 200,000円（税込）
広告掲出期間	令和6年7月1日～令和6年10月15日（107日間）
備考	広告掲出料に広告制作費（版、デザイン料等）は含みません。 デザインは、写真、原稿イメージにより、市が調整します。

【広告媒体②：幟旗（鵜飼観覧船事務所前、鵜飼観覧船待合所前及び乗船場へのスロープの手すりに掲出）】

規格	W400mm×H1600mm
数量	5枚／口
掲出場所	幟旗下部（W400mm×H250mm：片面）
掲出場所	<p>鵜飼開催期間中（5月11日～10月15日）、観覧船乗船客の動線上に設置する幟旗に掲出する広告</p> <p>幟旗1枚：鵜飼観覧船事務所前または鵜飼観覧船待合所前</p> <p>幟旗4枚：乗船場へのスロープの手すり</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>←鵜飼観覧船事務所前</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>鵜飼観覧船待合所前→</p> </div> </div> <p>↓乗船場へのスロープの手すり</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div>
募集口数	3口
デザイン	原則自由（岐阜市広告掲載基準に抵触しないデザインとする。）
掲出料	1口150,000円（税込）（複数口の応募が可能です）
広告掲出期間	令和6年8月1日～令和6年10月15日（76日間）
備考	<p>広告掲出料に広告制作費（版、デザイン料等）は含みません。</p> <p>デザインは、写真、原稿イメージにより、市が調整します。</p>

2 広告掲載の決定

- ・応募数が募集口数を上回った場合は、抽選にて決定します。
- ・広告デザインを審査委員会で審査のうえ決定します。（審査にて不適と判断された場合は、再度候補者を選定します。）

3 留意事項

広告原稿について	電子データをご用意ください。 (拡張子をpdf、pptx、docxで提出してください) 解像度指定としてデータを100%のサイズで印刷する場合は、350dpi以上が必要となります。データにつきましては、4月22日(月)までに電子メール(ukai-j@city.gifu.gifu.jp)によりご送付ください。
広告掲出料の納入方法	別途指定する期日までに納入してください。
その他	募集要項の内容を変更する場合がありますので、ご了承ください。

4 応募資格要件

広告掲出希望者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) ぎふ長良川の鵜飼広告掲出申込書兼同意書等の提出期限の日から協定締結の日までの間に、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領(昭和62年3月27日決裁)の規定による資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

5 スケジュール

- (1) 募集期間 ～4月30日(火)
- (2) 広告掲出申込書兼同意書提出期限 令和6年4月30日(火)午後5時
- (3) 広告掲出候補者の選定 令和6年5月10日(金)頃までに審査
- (4) 選定方法 提出された書類により審査
- (5) 選定結果通知 選定後に結果を通知する。
- (6) 契約締結 選定結果通知後に契約締結
- (7) 広告原稿の提出 令和6年5月24日(金)
- (8) 審査委員会による承認 令和6年5月31日(金)まで
- (9) 広告掲出料の納付 期限までに納付
- (10) 広告の製作期間 ①鵜匠による鵜飼説明台：令和6年6月30日(日)までに完成
②幟旗：令和6年7月31日(水)までに完成
- (11) 広告掲出期間 ①鵜匠による鵜飼説明台：令和6年7月1日(月)～令和6年10月15日(火)
②幟旗：令和6年8月1日(木)～令和6年10月15日(火)

※スケジュールについては、岐阜市の都合により変更する場合があります。

6 提出書類等

- (1) 提出書類 この募集に参加を希望する者は次の書類を提出すること。なお、必要な書類は、岐阜市ホームページから入手すること。

書類名	様式	提出部数	提出期限
ぎふ長良川の鵜飼広告掲出申込書兼同意書	様式1	1部	4月30日 午後5時
暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書	様式2		

- (2) 提出先 〒500 - 8009 岐阜県岐阜市湊町1-2
岐阜市鵜飼観覧船事務所 経営管理係
- (3) 提出方法 所定の様式により、提出先まで持参若しくは郵便・電子メールで、提出すること。なお、提出書類は、提出期限までの必着とし、天災を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。※

※ ぎふ長良川の鵜飼広告掲出申込書兼同意書の提出をもって広告掲出の申込みがあったものとみなす。

なお、申込みを辞退する場合は、辞退届出書（様式は任意。ただし、代表者の記名及び辞退理由は必ず記載すること。）を提出先まで持参若しくは郵便で、提出すること。

7 提出書類の取扱い

- (1) 提出期限終了後は岐阜市の同意なく、提出書類に記載された内容を変更することは認めない。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、広告掲出候補者を選定する作業に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (4) 提出書類（第3号に掲げる複製を含む。）は、この募集の目的以外に使用しない。
- (5) 提出書類は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）に基づき、公開する場合がある。
- (6) 広告掲出希望者が提供した従業員等の個人情報、この募集の実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いない。
- (7) 個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法令を遵守し、適切に取り扱うこと。
- (8) 提出書類の内容について、別途確認することがある。

8 事務局

〒500 - 8009 岐阜県岐阜市湊町1-2
岐阜市鵜飼観覧船事務所 経営管理係
電話 (058) 262 - 0104
電子メール ukai-j@city.gifu.gifu.jp